資料２

議題２：「千葉市市民自治によるまちづくり条例」の普及啓発方策について

１　趣旨

令和２年４月に「千葉市市民自治によるまちづくり条例」が施行されて以来、条例の周知・啓発や実施計画掲載事業の推進に取り組んできましたが、条例に定める「市民主体のまちづくり」への意識が広く浸透しているとは言えない状況であることから、意識醸成に向けた取組みをより一層進めていかなければならない。

そのためには、市職員の意識向上を図り、市職員と市民との関わりを通じて市民が「市民主体のまちづくり」に取り組む機会を創出していくなど様々な手法を用いてまちづくりへの関心を高めていくとともに、条例の理念や考え方についても普及啓発を進めていくことが必要と考える。

このうち条例の理念等の普及啓発を進める上で、どのような工夫や方策が考えられるかについてご意見いただきたい。

２　ご意見をいただきたいこと

市民に条例の理念や考え方を普及啓発していく方策について

３　条例改正後の周知・啓発の取組み状況

・市政だよりへの掲載（令和２年４月号　第２面）
・条例解説書を公共施設で配付、解説書・解説動画をホームページで公表
・啓発パンフレットを市や民間の施設・イベント等で配布
・市政情報端末を利用した啓発
・条例説明会、出前講座の開催

４　過去にいただいたご意見（過去５年分から抜粋）

開催時期	ご意見の内容
令和４年度 第１回	・若年層の担い手確保を図るためには、市民自治の取組みを着実に実行することが大切。それにより市の職員や市民の市民自治によるまちづくり条例の趣旨に対する理解が進み、さらに民主的な手続きによる市民自治が進んでいくのではないだろうか。 ・町内自治会の実情について、認識している人や関心のある人は限られているため、市として積極的に周知していく必要がある ・市民の市民自治の意識を醸成するためにも、市の職員が地域の現場に入り込み、実際に動くなど、外部からの介入やサポートが必要ではないだろうか。
令和３年度 第２回	・まちづくり条例の啓発を図る機会を積極的に設けることが重要。

令和元年度第４回	・ほとんどの市民は解説書を読まないだろう。市政だよりにまちづくりの取組みを紹介するコーナーを常設してはどうか。それらの積み重ねで意識が浸透していく。 ・生徒たちが自分たちでテーマを見つけ、企画から交渉、実施まで一年かけてすべて生徒たちで行うという取組みを実施してはどうか（他市で事例あり）。 ・周知用の動画を作ってほしい。 ・例えば市から各種団体へ案内を出す際に、案内している事柄が条例のどの部分に当てはまるのかを示すなどの工夫をしてみてはどうか。 ・子どもたちは条例の全てを学ぶことは難しいと思うので、条例のキーワードである「ジブンゴト」に重点を置いて教育を展開していくとよい。 ・解説書を電子書籍にし、Kindle で読むことができるようにしては。
令和元年度第２回	・（解説書案に対し）「市民の役割」を意識していない市民の方が多数を占めているため、周知にあたりなるべく具体的に「市民の役割」をイメージできるようなものを盛り込んでいくと理解が進むのではないか。 ・条例解説を漫画にできないか。 ・プロモーションを兼ねたまちづくりに関するワークショップを、低予算で区役所などで開催して、市民の意見を吸い上げるのはどうか。 分かりやすい方法でうまく情報交換できるような場が欲しい。
令和元度第１回	・「市民条例解説コンクール」のようなものはどうか。
平成３０年度第４回	・この条例は千葉市独自のものと言い切れる。そのうえで、市民の方に理解していただくために、逐条解説やプロモーションを工夫することが重要である。 ・どんどん市民に発信して、意見を交換できるようにしてほしい。 ・子ども向け逐条解説もぜひ作ってほしい